

## 彩の国いきがい大学熊谷学園校友会連絡協議会ホームページ運用規定

### 【目的】

第1条 彩の国いきがい大学熊谷学園校友会連絡協議会（以下「熊連協」という）ホームページ（以下ホームページという）の目的は次の通りとする。

第1項 熊連協及び彩の国いきがい大学校友会連絡協議会（以下「県連協」という）の広報活動。

第2項 熊連協に所属する各期校友会及び会員活動の公開。

### 【内容】

第2条 ホームページの内容は原則として次の通りとする。

第1項 熊連協の紹介。

第2項 熊連協の総会、理事会、各実行委員会、広報部会及び企画部長情報交換会等の会議内容の報告。

第3項 熊連協及び県連協の行事関係。

第4項 熊連協及び県連協の行事結果。

第5項 熊連協に所属する各期校友会及び会員活動の公開。

第6項 その他、熊連協及び県連協に関する情報。

### 【掲載禁止事項】

第3条 ホームページは誰でも閲覧できる公共性を考慮し、次の情報の掲載を禁止する。

第1項 誹謗中傷にあたるもの。

第2項 プライバシーの侵害にあたるもの。

第3項 営利目的のもの。

第4項 公序良俗に反するもの。

第5項 その他、熊連協のホームページとして不適切と判断されたもの。

### 【個人情報及び肖像権】

第4条 個人情報及び肖像権の取り扱いは次の通りとする

第1項 個人情報及び肖像権の利用にあたり、ホームページ掲載範囲内に限定して取り扱うこととし、その範囲を超えて利用しない。

第2項 熊連協主催事業参加者の個人情報及び肖像権などの取扱は、第1項の範囲内で熊連協に帰属するものとする。

第3項 特例を除き、写真は原則として氏名との併記の掲載はしない。

第4項 投稿原稿の個人情報及び肖像権については投稿者が各々対象者の承諾を得るものとする。

第5項 その他の個人情報、住所・電話番号・生年月日は熊連協内部運用とする。

#### 【管理運営】

第5条 ホームページの管理運営は次の通りとする。

第1項 熊連協広報部長は、各期校友会広報部長及び各期から推薦された者の中からHP委員を任命し、ホームページの管理運営を行う。

第2項 HP委員はホームページに掲載する、記事・写真・投稿原稿等の内容を精査し、掲載不可については、執筆者に対し、その理由を通知する。

第3項 各期校友会広報部長は会員から提供された投稿原稿を管理し、HP委員へ提供する。

第4項 本規定の改廃は、熊連協広報部長が発議し、広報部会会員の過半数により決する。ただし、熊連協広報部長は、本規定の改廃があったときは、熊連協の理事会に報告する。

#### 【管理義務】

第6条 ホームページの管理義務について、下記の通りとする。

第1項 熊連協広報部長はホームページ掲載内容について、熊連協の内外から開示停止、訂正、利用停止及び消去等の申し出があった場合、HP委員で協議し、重要と考えられる場合には遅滞なく熊連協会長に報告し、ホームページでの公開停止など必要な措置をとること。

#### 附則

この規定は平成26年6月20日より施行する。